

社会福祉法人一関市社会福祉協議会 備品貸出 実施要領

令和7年4月1日 制 定

(目 的)

第1条 一関市内で活動しているふれあいサロン等への、活動を行う際の一助として一関市社会福祉協議会にある備品の貸出を行うことを目的とする。

(対象者)

第2条 一関市内に居住する個人または団体とする。

(貸出期間)

第3条 貸出期限は2週間とする。貸出期間延長の場合は、再度、備品貸出借用申込書（様式1）への申請を記入すること。使用後は速やかに返却することとする。

(使用料)

第4条 使用料は無料とする。ただし、使用者の故意又は不注意により備品を破損した場合は、修理等に要する費用を徴収することができる。

2 貸出に伴う燃料費や、原材料費等は使用者の負担とする。

(貸出等の方法)

第5条 使用者は、備品の貸出を受ける場合、次の各号により行うものとする。

- (1) 対象の備品は別表1とする。備品の貸出を受ける場合は、備品貸出借用申込書に必要事項を記入し、本会会長に申込するものとする。
- (2) 貸出を受ける場合の備品の授受は、原則使用申込者が行うものとする。ただし、代理人の方が申し込みを行う場合、事前に連絡を入れること。
- (3) 返却予定日を超過した場合、または貸出を必要としない事由が生じたときは、直ちに返却しなければならない。

(その他)

第6条 詳細については備品貸出フローに記載する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。